

生物多様性条約 COP12 の主要な決定の概要

(1) 戦略計画及び愛知目標の中間評価

各国が提出した国別報告書等をもとに戦略計画及び愛知目標の中間評価を行った地球規模生物多様性概況第4版(GB04)を歓迎し、愛知目標の達成に向けた進展があった一方で、目標の達成には緊急で効果的な施策の追加が必要であることを認識し、GB04の結論である愛知目標の達成が開発目標や災害に対する脆弱性の削減等の幅広い課題に貢献すること、主流化や国家戦略の策定が他の目標達成にも効果的であること、資金の増加が必要であること等について留意。

また、締約国に対して、要すればGB04に掲げられた優先行動リストの活用を奨励。事務局長に対して第6回国別報告書のガイドラインを作成することや、GB04の結果をIPBESや国連総会等へ伝達することを要請し、各国に対しては自国語への翻訳や広報物の作成等を通じて普及啓発に努めることが要請された。

さらに、SBSTTAに対してGB04の示唆や追加的な分析結果、IPBESの地球規模アセスメントとの重複を回避するよう将来のGB0のあり方について検討するよう要請。

(2) 条約の実施支援状況のレビュー

生物多様性国家戦略の改訂や国別報告書作成、その他条約実施に関する能力養成に関する生物多様性日本基金を通じた途上国支援に対して謝意が示された他、国家戦略策定・改訂、能力養成、科学技術協力・技術移転、クリアリングハウスメカニズム、普及啓発等の条約実施支援の推進に関する事項が決定された。

科学技術協力に関しては、韓国政府が科学技術協力に関するマッチングのメカニズム(BioBridge)を提案したことを受け、締約国に対してクリアリングハウスメカニズムへの情報提供、科学技術支援の提供やパートナーシップ促進等を通じて科学技術協力に参加することを奨励し、事務局長に対してその強化を図ることを要請。

また、普及啓発及び国連生物多様性の10年に関して、各締約国に対して、国民の意識調査の実施、国内委員会の設置等を通じた関係ステークホルダーとの協力、国連生物多様性の日の活用、地方自治体との協力、行動変化に関する研究の推進を要請することを決定。

(3) 生物多様性と持続可能な開発

ポスト2015年開発アジェンダと持続可能な開発目標(SDGs)への生物多様性の保全と持続可能な利用の統合の必要性を強調し、SDGsに関するオープンワーキンググループの検討結果を歓迎し、事務局長に対してそれらの目標に関する議論への貢献や各締約国が生物多様性をそれらに統合することを支援することを要請。

また、貧困削減と生物多様性の統合に関するチェンナイガイダンスを歓迎し、適切な場合には各国で適用するよう奨励。SATOYAMAイニシアティブやTEEB(生物多様性と生態系に関する経済学)等についても関連するイニシアティブとして考慮することを決定。

(4) 資源動員

愛知目標 20 (資源動員) の目標として以下の資源動員目標を採択することを決定

- ① 途上国向けの生物多様性に関連する国際資金フローを (世界全体で、2006-2010 の年間資金の平均から) 2015 年までに倍増させ、その水準を 2020 年まで維持。
- ② 締約国は、2015 年までに自国の優先課題や開発計画に生物多様性を位置づけ、国内の適切な資金供給を確保。
- ③ 締約国は、2015 年までに国内における生物多様性に関する支出、資金ニーズ、ギャップ及び優先順位を報告。
- ④ 締約国は、2015 年までに生物多様性に関する資金計画を作成し、生物多様性の様々な価値を評価。
- ⑤ 締約国は、自国の生物多様性国家戦略を実施するため国内資金を動員する。また、各国の報告に基づき COP13 で上記目標に向けた進捗状況を評価する。

また、資源動員に関する能力養成支援の奨励や、改訂版報告枠組みの採択、生物多様性の資金メカニズムに関するセーフガードの自主的ガイドラインの採択と各締約国やビジネスに対してその活用を強く促すことや、愛知目標 3 (奨励措置) に関する 2020 年までのマイルストーンの採択等について決定。

(5) 条約第 8 条 j 項及び関係条項

条約及び名古屋議定書で用いられている先住民等を指す用語である「Indigenous and local communities」について、適切な場合に今後の決定では国際的に広く用いられている「Indigenous peoples and local communities」を用いること (ただし、条約上の意味は変更しないこと) を決定。

また、条約 10 条 c 項の生物多様性の持続可能な慣習的利用に関する行動計画を承認するとともに、SATOYAMA イニシアティブが持続可能な慣習的利用に貢献すること等を決定。

(6) 海洋と沿岸の生物多様性：生態学的・生物学的に重要な海域 (EBSA)

7 つの地域で開催された EBSA 抽出ワークショップの結果を歓迎し、事務局長に対して抽出された EBSA 基準を満たす海域の概要報告を国連総会等へ伝えることや更に追加のワークショップを開催することを要請。また、各締約国に対しては、国内の EBSA 抽出を進めることを求めるとともに、抽出された海域の海洋と沿岸の生物多様性の状況に関する科学技術的な分析を求めることを決定。

(7) 海洋と沿岸の生物多様性：水中騒音や海洋酸性化の影響、愛知目標 10 達成のための優先行動等

水中騒音の生物多様性への影響については、各締約国及び国際機関に対し、影響評価や研究の実施、時間空間的な活動の管理等、人為起源の水中騒音の沿岸及び海域の生物多様性への潜在的な影響を回避、軽減するために適切な手段を取ることを促すことが決定された。

また、海洋酸性化等については、締約国等に対してモニタリングの強化を要請するとともに、愛知目標 10 の達成のための優先行動事項を採択し、その実施を強く要請。

(8) ペット等の外来種の侵入に伴うリスク管理

COP7 以来初めてとなる外来種の包括的な任意ガイダンス「ペット・展示生物・生き餌・生食料として持ち込まれる外来種に伴うリスク管理の手法に関するガイダンス」について合意。予防的な措置、リスク評価、管理、情報共有等について具体的な方法あげられている。各国はこれに基づき各国の施策を強化することを強く要請。

(9) 侵略的外来種に関する作業の評価と今後の作業

世界侵略的外来種情報パートナーシップ (GIASP) を通じた情報共有や進入経路の特定と優先化、効果的な広報戦略の活用などの各国が外来種戦略を見直す際の配慮事項について決定。また、外来種管理に向けた島嶼国イニシアティブ (生物多様性条約事務局等による小島嶼国の外来種管理を強化するためのイニシアティブで、今回会議において設立) を歓迎。

(10) 合成生物学

燃料、薬品、化学等に用いる物質を生成する種について合成生物学 (遺伝子工学等) により作り出した際のその生物、構成要素及び製品等の生態系へのリスク評価について議論された。条約の新規事項として取り扱うためには十分な知見がないと結論づける一方で、各締約国に対して、予防原則の観点から下記事項の実施を強く促すことを決定。また、専門家会合を設立し、その定義や生物多様性への影響、遺伝子組換え生物との違いと共通点や対策の状況等について検討することを決定。

- ① 合成生物学から得られ生物、構成要素及び製品の環境への放出に関するリスク評価や管理の枠組み、又は規制枠組みを確立
- ② 合成生物学から得られる生物の野外での使用は、各国や地域、又は国際的なフレームワークに基づき適切なリスク評価が行われた後のみに認める
- ③ 合成生物学から得られる生物、構成要素及び製品の環境への放出に関する生物多様性への影響について科学的な評価を行う 等

(11) 生物多様性、気候変動及び災害リスク削減

我が国の提案により、生態系を活用した気候変動関連活動と災害リスク削減について各国や機関の関連施策への反映を求めるとともに、条約事務局長に対して実施事例の収集、結果の分析を行い、COP13 より前の SBSTTA に報告することを要請することを決定。我が国の提案に伴い決定文書名にも災害リスク削減が加わった。その他、REDD+に関するワルシャワ枠組みを歓迎し、その実施を奨励することを決定。

(12) 生態系の保全と再生

締約国に対して生態系の保全と再生を進めるためにセクター間の連携を進めることや、生態系アプローチを適用すること、モニタリングを強化すること等を要請。また、毎年2月27日（生物多様性条約保護地域作業計画が採択された日）を「世界国立公園及び保護地域の日」にすることを提案し、国連総会に対して検討を要請。

(13) 条約の構造とプロセスの効率化

条約の実施を強化するため、条約23条に基づき、条約及び両議定書の実施のための補助機関会合（SBI）を設置することを決定。補助機関会合のTORについても決定するとともに、特に2020年までは戦略計画の実施及び愛知目標の達成に関する評価を行うこと、COPの間に会議を開催すること、COPビューローがSBIビューローも兼ねること、その他TORで決定された事項について作業を行うこと等を決定。

また、COP13以降の条約及び議定書の締約国会議の同時開催や、生物多様性国家戦略の策定と実施に関する自主的なピアレビュープロセスの試行、オンラインの報告ルールを通じた各国の愛知目標達成状況の報告等についても決定。